

メール相談顧問サービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. このメール相談顧問サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、社会保険労務士事務所しのはら労働コンサルタント（以下「当所」といいます。）が提供するメール相談顧問サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者である法人または個人（以下「契約者」といいます。）と当所との間において、本サービスの利用に関する一切の契約（以下「利用契約」といいます。）に対して適用するものです。
2. 当所のウェブページ等において当所が公開するまたは個別に通知若しくは提供等する本サービスの内容説明、利用方法に関する説明、注意事項及び制限事項等（以下「説明書等」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとし、本サービスの利用に適用されます。
3. 契約者は利用契約の申込前に必ず本規約の内容を確認し、利用契約の申込を行うに際しては本規約の内容を承諾したものとします。したがって、本サービスの利用は、本規約の内容を契約者が承諾していることを前提としています。

第2条（規約の変更）

1. 当所は、理由の如何を問わず本規約をいつでも任意に変更できるものとします。
2. 当所から契約者への通知は、書面、電子メールまたはホームページへの掲載等、当所が適当と判断する通信手段によります。
3. 前項の規定に基づき、当所から契約者への通知を電子メールまたはホームページへの掲載により行う場合には、インターネット上に配信された時点より効力を生じるものとし、当所と契約者とは、配信時に変更後の利用規約の内容に同意したものとみなします。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の成立）

1. 利用契約の申込は、当所所定の方法に従ってこれを行うものとします。
2. 利用契約は、前項に定める申込につき当所が審査を行い、承諾し、承諾通知を発信したときに成立するものとします。

第4条（承諾しない場合）

1. 当所は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当所は申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をした場合
 - (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当所が判断した場合
 - (3) 申込者が未成年に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
 - (4) 当所の競合他社等、事業場の秘密を調査する目的で契約を行う場合
 - (5) 申込者が日本国内の本サービス利用の拠点を持たない場合
 - (6) 申込者が反社会的勢力である場合
 - (7) 第 12 条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
 - (8) その他当所が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
2. 契約成立後に、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当所は何らの通知または催告をすることなく本サービスを停止しその利用契約を解約できるものとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、当所が自己の判断により設定することができるものとします。
2. 当所は本サービスに関してサービス内容の改良、追加、削減等の変更を行うことがあります。契約者はこれを予め承諾するものとします。
3. 当所は、前項に定めるサービス内容の変更を行う際は、契約者へその旨事前通知をしますが、緊急の場合はこの限りではありません。

第 3 章 料金

第6条（料金の支払い）

1. 契約者は、当所所定の方法で当所の指定する支払期日までに本サービスの利用料金（以下、初期費用及び月額費用を含む）を支払うものとします。なお、支払に係る手数料は、契約者の負担とします。
2. 本サービスの利用開始後は、本規約に別に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず当所は受領した本サービスの利用料金を返金しません。

第7条（違約金及び遅延損害金）

1. 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、契約者は、免れた額の 2 倍に相当する額を違約金として別途支払うものとします。
2. 契約者が本サービスの利用契約に基づく金銭債務の履行を怠り支払いが遅延した場合、契約者は、当該遅延の期間について年率 14.5%の遅延損害金を別途支払うものとします。

第 4 章 契約者の義務

第8条（情報等の提供）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり当所が指定する契約者の情報（以下「契約者情報」といいます。）について正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。
2. 契約者は、本サービスに必要な書類を当所の定める書式、方法及び期日にそって提出するものとします。なお、当該書類の提出にかかる費用は契約者の負担とします。
3. 契約者情報に変更があった場合、契約者は、当所の定める書式及び方法により7日以内に当所に到達するよう通知をするものとします。
4. 本条各項の違反に起因し発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当所は何らの責任を負いません。

第9条（本サービスの利用）

1. 契約者は、本規約にそって本サービスを利用するものとします。
2. 前項に違反しない場合であっても当所が本サービスの利用に関し契約者の利用方法が不適切であると判断し、その是正を要請した場合、契約者は当所の要請に従い適切な対処を行うものとします。

第10条（その他の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に関連し生じた第三者との間の紛争または紛争のおそれ（以下「紛争等」といいます。）の一切について、その性質にかかわらず、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとし、契約者に生じる不利益について当所は何らの責任を負わないものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じておくべきものとします。

第11条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 本規約または当所が他に定める規約等に違反する行為を行うこと。
 - (2) 本サービスに関する権利について、第三者に利用させ、譲渡または再許諾等を行うこと。
 - (3) 本サービスの運営を妨げる行為、不当要求行為または当所の信用を毀損する行為を行うこと。
 - (4) 他者になりすまして本サービスを利用すること。
 - (5) 法令に違反する行為、または違反するおそれのある行為を行うこと。
2. 当所は、契約者によって上記の禁止事項のいずれかに該当する行為が行われた、または行われるおそれがあると判断した場合、当所は何らの通知または催告をすることなく本サービスを停止しその利用契約を解約できるものとします。

第5章 サービスの停止等

第12条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）

1. 当所は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知または催告することなく停止できるものとします。
 - (1) 利用契約に基づくサービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わない場合
 - (2) 第4章（契約者の義務）に定める義務に違反する、またはそのおそれがあると当所が判断した場合
 - (3) 本規約に定める義務に違反した場合
 - (4) その他当所が契約者として不適当と判断した場合

第13条（サービスの廃止）

当所は、契約者に対し2ヶ月前までの事前通知をすることにより本サービスの一部または全部を廃止できるものとします。本項に基づく本サービスの廃止の場合、当該サービスにかかる利用契約は、サービス廃止の日をもって当然に終了します。

第6章 契約の更新及び終了

第14条（契約の更新）

1. 利用契約は、契約者から当所指定の方法により、当所の定める期日までに更新をしない旨の意思表示がないときは、同条件で更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 契約者は更新に必要な利用料金を、当所が別途指定する方法に従い、当所の定める期日までに支払うものとします。

第15条（契約者からの解約）

1. 契約者は、当所所定の方法により当所に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。
2. 契約者が第2条（規約の変更）に基づく本規約の変更を承諾できない場合、契約者は、所定の方法にて当所に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。本項に基づく解約の場合、当所が契約者の通知を受領した日を解約日とします。

第16条（当所からの解約）

1. 当所は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知または催告をせずに利用契約を解約することが出来ます。
 - (1) 第12条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）各号のいずれかに該当するとき
 - (2) 成年後見の開始、または死亡のとき
 - (3) 本契約に基づく義務を遂行することができ出来なくなったとき

- (4) 本契約の利用に関し、不正もしくは不当な行為のあったとき、または本契約を維持しがたい不信行為があったとき
- (5) 仮差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立のあったとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 手形、小切手につき不渡り処分を受けたとき、または支払の停止があったとき
- (8) 監督官庁から営業停止もしくは営業許可の取消処分を受けたとき、または営業を廃止したとき
- (9) その他資産、信用、または支払能力等に重大な変更を生じたとき

第7章 その他

第17条（秘密保持および個人情報の保護）

1. 当所は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当所は、契約者の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
2. 当所は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報については、当所が別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。
3. 契約者は、当所が契約者に別途通知することなく、サービス向上の目的で契約者情報及び利用契約にかかる情報を利用することに同意します。

第18条（免責）

1. 当所は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること及び期待する結果、有用性を有することを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
2. 本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何にかかわらず当所は契約者に対して何らの責任を負いません。
3. 当所は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。
4. 本条第2項及び第3項の規定は、当所に故意または重過失が存する場合または契約者が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用しません。

第19条（損害賠償額の制限）

本サービスの利用に関し当所が損害賠償義務を負う場合、契約者が当所に本サービスの対価として支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとします。

第20条（協力義務）

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合、当所と契約者は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第21条（準拠法及び裁判管轄）

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条（発効期日）

本規約は、2016年2月1日に施行します。